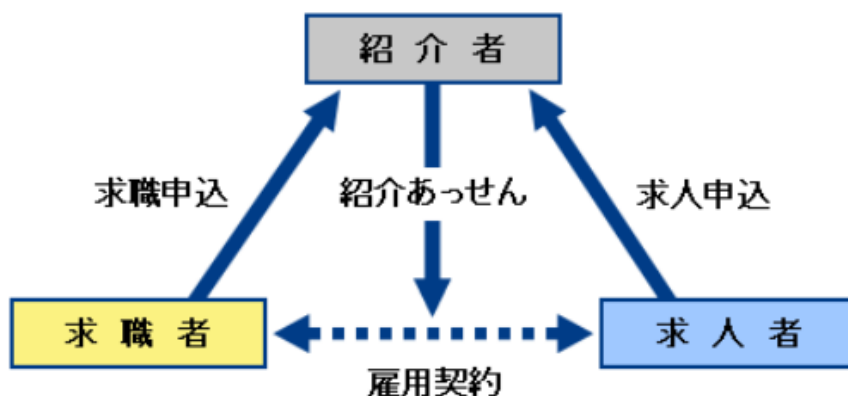


【有料職業紹介とは】

職業紹介とは、職業安定法（以下「法」という。）第4条第1項において、「1. 求人及び 2. 求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における 3. 雇用関係の成立を 4. あっせんすることをいう。」と定義されています。

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、求人をしている会社から手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。有料職業紹介事業は、法第32条の11の規定により求職者に紹介してはならない職業以外の職業について、法第30条第1項の厚生労働大臣の許可を受けて行うことができます



有料職業紹介事業で紹介できない職業とは？

有料職業紹介で紹介できない職業とは、港湾運送業務（港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送の業務又は同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業以外は、取扱職業とするものである。」

【難病患者様・障害を抱えた方の仕事探し】

難病患者様・障害を抱えた方が就業に就くことが難しいことは誰しも知っていることです。病気や障害を抱えた中でもあるがままの状況を受け入れてくれる企業を探し出し、求職者と求人者の方をお引き合わせいたします。ご自身で聞きづらいことも代わりに伺い、勤務形態や時間、仕事内容も詰めていきます。

また、仕事場はバリアフリーなのか、トイレは大丈夫か、車いすは通れるのかなどの、難病や障害を抱えた方を本当に受け入れることができるハード面かも確認をしてまいります。

そして、何より大切なのは健常者も病気を抱えた方も同じで、自分自身が何をやりたいのか、何ならできるのか、人より優れていることは何か、自分をアピールできるものを持っているかが大切です。

惰性での仕事選びでは決まりません。何かしなくてはでは仕事は決まりません。自分の仕事をする事への覚悟と勇気を持ち、病気や障害を抱えていたとしても自信をもってアピールできることや仕事をしたいんだ、仕事をさせてほしいというハートを常に持っていることが面接や履歴書に反映してきます。

上記のようなことをキャリアアドバイザーは全力でご支援いたします。